

# 国保だより

—3月・7月・10月の年3回発行—  
編集・発行 市民・文化スポーツ部国保年金課

●「国保だより」バックナンバーのご案内 「国保だより」のバックナンバーを市のHPIに掲載します  
▼福島市 国保だより 検索

福島市国保だより 101号

(令和元年7月末日現在)

国保世帯数 35,443世帯  
被保険者数 54,816人

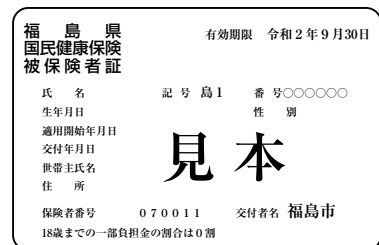
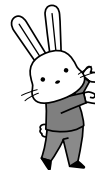
国民健康保険についての  
問い合わせは  
福島市役所国保年金課へ  
電話 525-3735  
525-3773

## 令和元年10月1日に 国民健康保険被保険者証が更新になりました。

令和元年10月1日からお使いいただく被保険者証を、  
9月下旬に自宅へ郵送でお届けしております。

### ◆ 世帯主の皆様へ

同一世帯の国保加入者全員分の被保険者証を、世帯主様あてに送付しております。世帯主様分以外の被保険者証は世帯員様へお渡しください。



### ◆ 新しい被保険者証の色は、

これまでの「薄茶色」から「薄緑色」に変わりました。

### ◆ 記載内容の確認をしてください。

更新された被保険者証は、令和元年8月末現在で作成しています。住所や氏名など、内容に相違がある場合には、お手数をおかけしますが、国保年金課または各支所・出張所へ被保険者証を持参のうえ、ご来庁ください。

### ◆ 医療費の一部負担金の割合

18歳に達する年度の末日まで	0割
19歳に達する年度の初日から 70歳に達した月まで	3割
70歳に達した月の翌月から74歳まで	2割（一定の所得がある方については3割） 「高齢受給者証」(ピンク色)に記載の負担割合を医療機関にお支払いいただくこととなります。

### ◆ 有効期限について

被保険者証の有効期限は原則として「毎年9月30日」です。ただし、次のような方には別の有効期限を表示しています。

例	有効期限
後期高齢者医療制度に該当 令和2年9月30日までに75歳の誕生日を迎える方	75歳誕生日の前日まで ※有効期限までに誕生日以降お使いいただく後期高齢者医療被保険者証をお送りします。
退職者医療制度に該当 令和2年3月31日までに65歳の誕生日を迎える方	65歳誕生日月の月末(誕生日が1日の場合は、その前日)まで ※有効期限までに翌月からお使いいただく被保険者証をお送りします。(退職被扶養者の方も同様)

### ◆ 有効期限の切れた被保険者証

国保年金課または各支所・出張所にお返しください。なお、返還が困難な場合は個人情報を読み取れないように細かく裁断するなどして処分してください。

【お問い合わせ】 国保年金課 国保資格係 ☎525-3735

— 被保険者証は国保加入者の証明書です —

## 国保税の納付は口座振替が便利です

口座振替は納め忘れの心配がありませんので大変便利です。  
ぜひご利用ください。

### 【口座振替の申し込み方法】

#### ①銀行窓口

金融機関に備え付けの「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、  
金融機関の窓口にお申し込みください。(納税通知書・はんこ・通帳をご持参ください)

#### ●これからの納期限●

(第4期) 令和元年 10月31日  
(第5期) // 12月 2日  
(第6期) // 12月25日  
(第7期) 令和2年 1月31日  
(第8期) // 3月 2日

#### 取り扱い金融機関

東邦銀行	常陽銀行	みずほ銀行	秋田銀行	荘内銀行
七十七銀行	きらやか銀行	北日本銀行	福島銀行	大東銀行
福島信用金庫	東北労働金庫	ゆうちょ銀行	福島県商工信用組合	
ふくしま未来農業協同組合	商工組合中央金庫福島支店			

#### ②市の窓口(国保年金課・納税課・各支所〔茂庭・大波出張所を除く〕)

キャッシュカードと本人確認できるものをご持参いただき、口座の暗証番号を入力するだけでお申し込みができます。(口座名義人の方に窓口へ来ていただく必要があります。)

#### 市の窓口で手続きできる口座

東邦銀行	常陽銀行	秋田銀行	荘内銀行	福島銀行
大東銀行	福島信用金庫	東北労働金庫	ゆうちょ銀行	

#### 【注意事項】 口座振替の開始時期

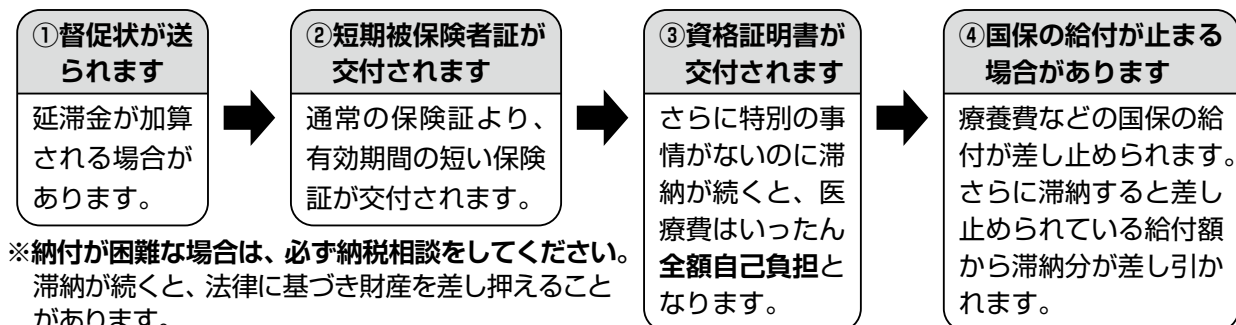
- ①期別ごと振替の場合：市窓口、ゆうちょ銀行以外の金融機関で申し込んだ際は翌月末、ゆうちょ銀行窓口で申し込んだ場合は翌々月末から開始となります。
- ②全期一括振替の場合：来年度からの開始となります。



## 国民健康保険は助け合いの制度です！

国保は加入している皆さんの保険税で支えられており、納付された保険税を基に必要な医療費の支払いにあてます。保険税は国民健康保険制度の運営のための重要な財源です。納期限内に納めましょう。

### 国保税の納付が遅れた場合



## 国民健康保険コールセンターによる呼びかけ

納め忘れなどにより、納期が過ぎても納付の確認が取れない方に対し、電話でお知らせして早期の納付を呼びかける国民健康保険コールセンターを設置しています。すでに納付いただいた場合でも、市の納付確認に1週間程かかるため、行き違いで連絡することもありますのでご了承ください。

### 不審な電話にご注意！

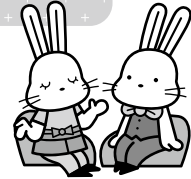
国民健康保険コールセンターから口座を指定して、振込みを依頼するようなことはありません。不審な点があれば、振込みなどせず、納税課へお問い合わせください。

【お問い合わせ】 納税課 納税第一係～第三係 ☎024-535-1111(内線2479～2492)

わたしの人生ノート 完成記念講座  
 市民と専門職で協働するプログラム  
 ～語ろう！自分らしい生き方～

ご自身の人生の終い方に思いをさせ、これからの生きかたについて皆さんで語り合いませんか。

2回にわたり講義やグループワーク形式でゆっくりと考えを深めていきます。



10/27 (日)	自分らしい生き方と 意思表示することの大切さ	11/17 (日)	人と話すことで 生まれるもの
--------------	---------------------------	--------------	-------------------

全2回講座 13:00～16:30

会場：福島市保健福祉センター

講師：長江弘子先生、ほか（東京女子医科大学看護学部）

申込締切 2019.10/21(月)

対象：市民・医療福祉系専門職（老若男女）

2日間、参加できる方

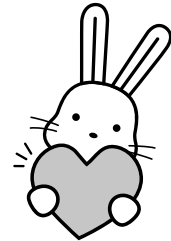
定員：50人（医療福祉系専門職10名程度）

参加費：無料

申込：電話でお申し込みください。国保年金課 ☎024-525-3773

FAXの場合は次の内容を記載ください。FAX024-528-2478

タイトル「10/27講座」1.氏名 2.住所 3.電話番号 4.FAX番号 5.職業 6.年齢



参加決定後、受講動機を書いていただく用紙をお送りいたします。

主催：東京女子医科大学看護学部老年看護学 京都大学大学院医学系研究科学系 共催：福島市国保年金課

\*本講座は、平成27年度～31年度文部科学省科学研究費補助金基盤研究(A)「市民と専門職で協働する日本型対話促進ACP介入モデルの構築とエビデンスの確立」研究代表者：長江弘子(東京女子医科大学)【課題番号 15H02586】の一環で実施されます。

「わたしの人生ノート  
 ～これまでの、そしてこれからのわたし～」



自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするため「わたしの人生ノート」を作成いたしました。

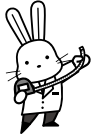
福島市ホームページに掲載しましたので、ご活用ください。

【検索】

- 福島市ホームページ > くらし・手続き
- > 国保・年金・後期高齢 > 国民健康保険
- > 給付・保健事業

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

— 国保は、加入者のみなさんによる「助け合い」の制度です —



## 受けましたか？ 今年の特典健診(無料)



今年から、尿酸検査（血液検査）を実施しています。

尿酸値が高いと、「痛風」になったり、「動脈硬化」を引き起こしたりします。

**個別健診** は、**10月31日まで**

※実施医療機関は、  
・ 市政だより6月号折り込みチラシをご覧ください。  
・ 福島市ホームページ **市民検診** 検索

### 集団健診

実施日	会場	対象者	受付時間
10月3日(木)	飯坂学習センター	主に65～74歳	午前8時30分 ～9時30分  【予約不要】
4日(金)	飯坂学習センター	主に40～64歳	
5日(土)	保健福祉センター(森合町)	主に40～59歳	
7日(月)	吾妻学習センター	主に60～74歳	
8日(火)	吾妻学習センター	主に40～59歳	
10日(木)	信夫学習センター	主に65～74歳	
11日(金)	信夫学習センター	主に40～64歳	
15日(火)	保健福祉センター(森合町)	主に70～74歳	
16日(水)	保健福祉センター(森合町)	主に65～69歳	
17日(木)	保健福祉センター(森合町)	主に60～64歳	

持参する物：受診券と被保険者証

【お問い合わせ】 国保年金課 国保給付係 ☎525-3773

後期高齢者医療制度加入の皆様へ

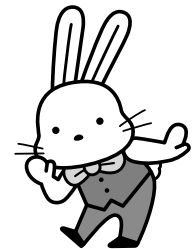
## 後期高齢者医療保険料は納期内に納めましょう

### ◇「年金からの差し引き」と思っていたのに、納入通知書(納付書)が届いた方

保険料は年金からの差し引きが原則ですが、前年度に所得の変更などによって、保険料の額が変更になった方は、年金からの差し引きが停止します。

また、次のような場合も年金からの差し引きが行われません。

- ・ 介護保険料と合わせた保険料の合計額が、年金額の2分の1を超える方
- ・ 年金の年額が18万円未満の方
- ・ 新たに後期高齢者医療制度に加入された方
- ・ 年度の途中で転入、転出等があった方
- ・ 年金が一時的に差し止めになっている方 など



### ◇納入通知書が届いた方は、忘れずに期日までに金融機関窓口等で納めてください

納期限内であれば、保険料をコンビニエンスストアでも納付できます。また、口座振替にすることで、納付に行く手間や納め忘れが無くなり大変便利です。便利・確実・安心な口座振替をご利用ください。

申し出により、年金からの差し引きを、口座からの引き落としに変更することも出来ます。希望される方はご相談ください。

【お問い合わせ】 国保年金課 高齢者医療係 ☎525-3724